

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第172号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第172号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年11月21日

健康福祉局

議案第 1 7 2 号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

水道法施行令の一部改正（令和 6 年政令第 1 0 2 号）

2 改正の主な内容

（1）履修科目に応じた実務従事経験年数の見直し

専用水道における水道技術管理者の資格要件については、大学の土木工学科又はこれに相当する課程における履修科目に応じた実務従事経験年数を定めていたところ、履修科目に関わらず、実務従事経験年数を 3 年以上とするもの

	改正前		改正後
課 程	大学の土木工学科又はこれに相当する課程		同左
履修科目	衛生工学又は水道工学 に関する学科目	左記以外の学科目	履修科目に かかわらず 3 年以上
実務従事 経験年数	2 年以上	3 年以上	

※ 専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、1 0 0 人を超える者にその居住に必要な水を供給する施設等をいう。

（2）実務従事経験年数が緩和される専用水道の見直し

水道技術管理者の資格要件に必要となる実務従事経験年数が 2 分の 1 に緩和される専用水道を、1 日最大給水量が 1, 0 0 0 立方メートル以下のものから、1 0, 0 0 0 立方メートル以下のものに拡大するもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号	○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)
第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。	第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。) <u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。 <u>以下同じ。)</u> の土木工学科又はこれに相当する課程 <u>において衛生工学又</u> <u>は水道工学に関する学科目</u> を修めて卒業した後、 <u>2年</u> 以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者
<u>(削除)</u>	<u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程におい</u> <u>て衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業し</u> <u>た後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4) <u>前3号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学	(5) <u>第1号、第3号及び第4号</u> に規定する学校において <u>土木工学以外の工</u>

改正後	改正前
<u>の課程</u>又はこれらに<u>相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>第2号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>前号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>5</u>) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>6</u>) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、<u>同項第2号</u>中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、<u>同項第3号</u>中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、<u>同項第4号</u>中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、<u>同項第5号</u>中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	学、理学、農学、医学若しくは薬学<u>に関する学科目</u>又はこれらに<u>相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>第3号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>6</u>) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>7</u>) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、<u>同項第2号</u>中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、<u>同項第3号</u>中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、<u>同項第4号</u>中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、<u>同項第5号</u>中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、<u>同項第6号</u>中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。